

福山市貸切バス旅行商品造成支援事業費助成金 Q & A

【助成対象事業】

Q 1 なぜこのような助成金を実施するのか？

物価高騰等により経営に大きな影響が出ている市内の貸切バス事業者への支援として、福山市内のバス事業者を利用する貸切バスツアーにおける経費の一部を助成することにより、事業継続支援と業界の消費喚起、団体旅行の推進を図るためです。

Q 2 手配する貸切バスの車種について指定はあるのか？

A 2 市内に営業所を有する貸切バス事業者の貸切バス車両（定員11人以上）であれば、大型、中型などの車種に指定はありません。

Q 3 事業の実施期間の定めはあるのか？

A 3 2023年（令和5年）7月19日から2024年（令和6年）2月29日までに完了する旅行商品が助成対象となります。ただし、貸切バスが2023年（令和5年）7月18日以前に手配されたものは助成対象外となります。

Q 4 ツアーの出発地が福山市外でも対象になるのか？

A 4 ツアーの出発地が福山市外でも、行程中においてバスの乗車地または下車地が福山市内であれば助成対象になります。

Q 5 今回は「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」の遵守は必要ないのか？

A 5 新型コロナの感染症法上の位置づけが、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行したことを受け、これまでのように行動制限を求めることができなくなったため、この度の助成金で上記ガイドラインの遵守を求めることはありません。

Q 6 学校行事又は教育旅行は対象になるのか？

A 6 対象外です。

【助成金の交付の申請】

Q 7 催行が決定していない、お客様への提案段階でも申請は可能なのか？

A 7 可能です。ただし、交付決定後において、企画旅行商品の変更（行程、貸切バスの車種等）や中止をする場合は、必ず事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

Q 8 募集型企画旅行で、複数日の設定にて申請している場合、ツアー中止ごとに事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出する必要があるのか？

A 8 事業内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

【その他】

Q 9 他の助成制度との併用は可能なのか？

A 9 可能です。

Q 10 第5条（5）の「その他会長が必要と認める書類」とは何か？

A 10 受注型企画旅行あるいは募集型企画旅行に係る契約書等です。申請内容に不明瞭な点がある場合、事務局から個別に提出を依頼する場合があります。

Q 11 助成金の入金はいつ頃になるか？

A 11 実績報告書兼請求書を受領後、申請内容に不備がなければ助成金額確定通知書（様式第8号）を送付します。振込は、実績報告書提出の翌月末を目安に行う予定です。

Q 12 貸切バス会社は1社のみの利用でも申請可能か？

A 12 こちらの貸切バス助成金制度は福山市内の貸切バス事業者をまんべんなく支援するための助成金制度です。なるべく多くの貸切バス事業者を支援したいと考えているので、申請内容によっては複数の貸切バス事業者を利用していただくようお願いをする場合があります。

Q 13 運送引受書、運行証明書は全ツアー終了後、報告書を提出する段階でまとめて一枚の提出でよいか？

A 13 運送引受書、運行証明書は各種発日ごとに提出を行ってください。

Q 14 様式第1号の目的地(来訪する都道府県)にはどこまで記入すればよいのか？

A 14 出発地、目的地、帰着地全ての都道府県を記入してください。

以上